

豊郷町空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項の規定による指定に係る審査基準

(令和 5 年 12 月 13 日告示第 51 号)

(趣旨)

第 1 条 この審査基準は、豊郷町長が行う空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第 2 条 豊郷町長は、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わない。

附 則

この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から施行する。